

◎新潟県告示第1289号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成30年12月14日

新潟県知事 花 角 英 世

| 産業立地促進地域の名称 | 区 域        | 指 定 年 月 日  |
|-------------|------------|------------|
| 三条市企業立地促進地域 | 三条市若宮新田の一部 | 平成30年12月7日 |